

**必読**

# 暮らしの法律ナビ

No.35

後見人の担い手

認知症高齢者など判断能力の不十分な人（以下「本人」という。）の財産管理や身上監護を行うために親族や市町村等の申立により家庭裁判所は成年後見人等（以下「後見人」という。）を選任します。後見人は本人の権利や財産が侵害されないように行動し本人にふさわしい生活を営むことを支援します。

人が本人の財産を横領する問題が増加している事が原因と思われます。もしも本人に自分の判断能力が衰えた時に後見人になってほしい人がいるのであれば任意後見制度を利用する事も選択できます。これは本人の判断能力が衰える前に予め公正証書の契約で後見人を決めておくものです。

お悩みの方は専門家に相談ください。

家庭裁判所は後見人の担い手として本人の生活や財産の状況に応じて適正な人を選任します。具体的には配偶者、子ども、兄弟姉妹などの親族や司法書士、弁護士、社会福祉士等の専門職が選任されます。昨年度は専門職が選任される割合が50%を超えました。これは親族間の争いや親族後見

**遺言・相続 成年後見****債務整理・破産 離婚 他**

## 三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 **田嶋 徳之**土日相談可 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)  
<http://www.sandachuo.com>